

第四十六回 参議院建設委員会會議録第三十八号

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)

午後一時四十分開会

委員の異動

六月二十四日

補欠選任

天竺 良吉君 森田 タマ君

出席者は左のとおり。

委員長 安田 敏雄君

理事 石井 桂君

稲浦 鹿蔵君

増原 恵吉君

瀬谷 英行君

委員 熊谷 太郎君

小山 邦太郎君

沢田 一精君

田中 啓一君

高橋 衛君

村上 春藏君

小柳 勇君

田中 一君

武内 五郎君

中尾 辰義君

田上 松衛君

村上 義一君

衆議院議員

野田 卯一君

國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

政府委員

建設大臣官房長 平井 学君

事務局側

常任委員 中島 博君

会専門員

建設省計 町田 充君

画局長

建設省道 尾之内 由紀夫君

路局長

本日の会議に付した案件

○道路法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(安田敏雄君) ただいまから建設委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

二十四日天竺良吉君が委員を辞任せられ、その補欠として森田タマ君が選任せられました。

○委員長(安田敏雄君) これより本日の議事に入ります。道路法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御発言を願います。本案に対し御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 断片的に大体の考え方としては私どもはこうしなきゃならぬという気持ちを持っておりまして、今回の法律改正によって、道路という構造物だけを対象にしないで、いわゆる目的

たる交通という面を大きく浮かび出さしておることは、前進であろうと思っております。しかし、何と云っても道路交通法という法律がありますから、この道路交通法に対する、交通行政に対するいわゆる協力の形でもってこの道路法の改正が出された点については、まことに当然であり、かつまた、建設大臣が当然の責任を負うたということになると思っております。六ページにありますが、三十条の改正、「横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設」、これを受けて立つ構想の考え方です。これは道路局長で結構です。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいまお話しのように、従来道路の技術的な構造保全、こういう観点を中心になりまして、道路の建設その他の管理の整備の考え方がなされておりましたが、当然道路はそれを通ります交通のことを考えて、構造につきましても、安全につきましても考えるべきである。その点を明らかにするために、今回二十九条で「道路の交通状況」という字句を挿入いたしました。「安全なものである」とともに、安全かつ円滑な交通を確保する、こういう趣旨を明らかにしたのでございます。そういう点に関連いたしまして、三十条で従来こういう点についてやっておったのでございませうが、たとえば横断歩道橋でありますとか、ガード・レール、その他いわゆる交通安全に関する施設につきましても、積極的に規定がございせんのでし

たので、今回、三十条のいま指摘がありました新たな一項を入れたわけでございます。従来もやっておりましたのを、さらに積極的にやるということをお知らせする意味におきまして、こういう規定を置いたのであります。なお、これらの細部につきましては、道路構造令のほうで考えてみる、こういう考えでございます。

○田中一君 大臣に伺います。神奈川県で、御承知のように一級国道いわゆる一号线を具費で街灯をつけました、東京一横浜間に。これはまことに交通の安全をはかるため当然なことであり、かつまた、神奈川県としては、これは県民の生命を事故から守るといふことになるので、非常にけっこうな施策であると思えます。それにこれだけか、これは、河野さんはいつも通っているからわかるでしょうが、東京がようやく、建設省が何らかの手を打たれたのですか、あるいは都の希望かわりませんが、建設を始めております。そこで、一級国道——一般国道全部について国が責任を持つというならば、この街路の照明灯というものは、当然道路交通の不可欠施設である、また、なくちゃならぬ、こう考えるわけでございます。で、この法律案の参照条文のうちの十八ページに、一応道路の構造基準を示しております。

「幅員、建築限界、線形、視距、こう配、路面、排水施設、交差又は接続、待避所、前各号に掲げるものを除く

外、道路の構造については必要な事項」

こう示しておりますが……。それから照明灯の問題には触れておらないのです。これは国が責任を持つということとは、財政的な地方公共団体に対する援助も入っているだろうと思っておりますが、国道には原則として照明灯をつけるということになぜ踏み切らなかつたか。これは私がこういう質問をすると、河野さんは、それは全くそのとおりだからやろうじゃないかという答弁が私にははしいのですが、しかし、これは現在では大体三十メートルおきに一本ずつ水銀灯をつけておりますが、これは何も三十メートル一本ずつという規定はして私にこだわりません。たとえば、横断歩道等とか、あるいは交差点とか、そういうあまり経費のかからないところから逐次始めていく。交通のひんばんなどところには当然三十メートルおきでも、五十メートルおきでもつけなくちゃならぬ。したがって、法律の改正によって、原則として、必ず照明灯はつけるんだという原則、これをひとつこの際するんだという答弁が私には大臣からほしいのですが、当然これはしなくちゃならぬと思っております。この政策が抜けておるのじゃないか、こう考えるのですが。

○国務大臣(河野一郎君) ただいまの御質問に對しまして、事務局等から事情を聞きまして、ところが、いまあげていらっしゃるその十号の「横断歩道橋」のくだりの「安全な交通を確保するための施設」という規定がございませう。

この「安全な交通を確保するための施設」の中にそれは考えております。こういうことでもございまして、私といはせひ考へなきやいかぬことであつて、その点につきましては、今後お話しするような方針で指導することにしたいと思ひます。

なお、この際つけ加えて申し上げておきたいと思ひますことは、今回の改正によりまして、私として最も考慮いたさなければなりませんことは、従来の道路の維持管理費の問題でございまして、これを、従来は御承知のようになつておりましたところ、なつて

象に実になつておりましたところ、なつていないところがあることは適當でございませぬ。なぜ一体補助の対象にして

いるものとしていないものがあるかというのを調べてみますと、大蔵当局としては、たとえば側溝の掃除をするとか、非常に経費がわずかなものであつて、一々これを取り上げて補助の

対象にしにくいものが維持管理費の中には多いから、そこで、それらのものについては、交付税で別に見るからその

ほうは要らぬじやないかというのが、従来の大蔵当局の意見だそうでありませぬ。そこで、衆議院の御審議の段階におきまして、附帯決議がついておりま

すように、私としましては、今後大蔵当局に、具体的にこの問題に触れて、

れらについては当然二分の一、もしくは三分の二にいたしますか、補助の対象にするという点に、次の機会に私は大蔵当局と話をまとめて、そうしていまお話しのような点については積極的に指導してまいりたい。お話しのように、いま神奈川県のような富裕県は、たくさん江ノ島海岸等にもつけております。私はあつたわけにはなかなかいきかねると思ひますけれども、必要な交通の安全を確保する場所においては、せひそれを設置するということにお話しのように取り進めていきたいと思ひます。

○田中一君 まあ会期も短いのでありますから、私はここで希望するところは、第十号に、横断歩道橋、さく、照明灯その他安全な交通を確保するための施設というように、法律の改正をしたいのです。修正をしたいのです。これはいま大臣からお話のように、大蔵当局の認識の不足、ことに今日の社会ではその認識不足はもう当然に吹っ飛んでいはずなんです。今日の交通地獄を見、また災害を見、交通事故を見た場合には、当然これを取り上げて、不可欠条件としての条件に確立しなければならぬのです。私は、ここに照明灯という修正をしたいのです。これは与党の諸君はどういうお考えを

持っているか知らぬけれども、時間がある点は、いまの大蔵当局が云々なんていう程度のことじゃ、私は納得できないわけなんです。そこで、これに関連して、もう一つの問題があるのです。これはむしろ、これらの施設に対する行政上の扱い方は、おそらく補助ということにならうと思ひますが、何と云つても重大な地域社会の生命を脅かす問題でありますから、喜んで地方行政がつかると思ふのですが、電力の問題です。電力料が高過ぎるのじやないかという気持ちがあるのです。工業用電灯、または家庭用の電灯、動力、その他みんな料金が違つております。ことにこれは常用電力的になりまして、昼間工場等を使う電力が休んでいられる際に一番多く使う電力が余れば放水してあります。電力は捨ててあります。これらの現状から見ても、これらの工場施設に用いる電力を、これは九電力会社が相談すれば簡単にございませぬ。また、政治指導すれば簡単にございませぬ。また、これらの電力の料金を値下げをするというふうな方途も考へていただきたいと思ふのです。それが照明灯の建設が不可欠な条件と同時に、これに見合う国の補助制度と同時に、電力のほうで、これらの公共施設に対する電力の料金の軽減と申しますか、これをひとつお約束願えれば、修正案は一応次の機会に譲りましても差しつかえございませぬが、ひとつ大臣の強い見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 先ほど私の答弁がまずかつたせいか、誤解があるようございませぬが、いままで補助がなしてきておつたのは、大蔵当局のそういう認識で、補助のある部分とない部分があつたのだ、しかし、それでは適當でございませぬから、次の機会には私は指摘して、これこれのものについては、指定区間であるといふにかかわらず、全部補助の対象にするということにすれば、いま補助しても、何に使つたかわからない、こまかなもの

だといふようなことが大蔵当局の言い分ですから、そうでなしに、私のほうから積極的に、これこれのものについては、道路の施設として維持管理の對象として補助するということにして予算をつけたら、こういうふうな考へておられますという答弁を先ほど申し上げたのであります。ただいまお話しになりましたように、そういうわけではございませぬから、交通の安全を確保するために電灯をつけるということは、法案の改正をいたしませんでも、いま申し上げたような次第でございませぬから、絶対その方針で行政指導をするということは、私は賛成でございませぬ。なお、電力料金のことにつきましては、私がここで約束はいたしかねますけれども、いまお話しのとおりだと私も考へますから、せひそれは通産大臣を通じて、その要求を強くいたしま

すということをお話し上げておきたいと思ひます。

○小柳勇君 いまの安全灯に関連いたしまして、ガード・レールの整備など、これは書いてある——法が施行されたらすぐやるように書いてありますが、この間もバスががけの下に落ちて事故が起つて問題になつていますが、あ

あいうのが相当あるわけですね、観光地帯に。山奥の大曲り小曲りがたくさんある山道の国道でやるのは当然でしょうけれども、行政指導などによりまして、国道以外の危険な山道の道路などには、強制的にこのガード・レールをつけるという必要があると思ふのですが、その点についてどういふふうにお考へですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ガード・レールを、今回の改正案によりまして、はつきり「さく」といふことばで出すつもりでございませぬが、それに従いまして、どういふ個所にガード・レールを設けるべきかという基準をきめまして、私どももいたしまして、そういう必要な個所にはガード・レールを立てるよう指導したいと思つております。具体的に申しますと、道路改良をやりませぬ場合には、改良の工事費の中でガード・レールをもちろん設置いたします。そうでない個所におきましては、単独でガード・レールをつけなければなりません。これにつきましては、従来こういう付属物に扱つておりますものについての助成というものが、単独の助成が行なわれておりませぬ。したがらしまして、本年は手始めにいたしまして、道路標識に対して早く助成の道を開きました。引き続きまして来年、再来年も標識以外のガード・レール、また、いまお話しのような街灯、こういったものにつきましては助成の道を開くよう、財政当局に強く要求したい、こういうことございませぬが、その結果、まだこれからの話でございませぬが、そういう方法で予算の獲得並びに設置の指導をしていく、こういうふうな考へております。

○小柳勇君 そこで、田中さんの質問にも出るかわかりませぬが、指定基準の——こまかくまだ勉強しておらぬのでわからぬのですが、たとえば観光ルートなど重要な都市とか、あるいは重要な国道の連絡してない主として観光線ですね、そういうものはこれは国道に入るのですか。あるいはその中

の何%が入るといふようなことがきまっていますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 観光ルートといふものは、実はまだはっきりしておりませんが、観光的なことは国道の認定の基準の中には考へておられます。これは大體国際観光という立場で、国際観光に必要な道を中心にしたしまして、そこに到達する路線、こういうものを国道の基準として考へるような仕組みになっております。

○小柳勇君 車のほうが急速度に大型になりまして、道路のほうが追いつかない。これは皆さんもうしょっちゅうそういう場合にぶち当たるんですけれど、ね。いままで一級・二級国道のあるところはまあまあすけれども、非常に危険な山道などが観光ルートになつて大型バスが動いてるんですから、そういうものもでき得ればこの指定基準の中に具体的に書いて、積極的に一般国道にすべきだと思ふんですが、ね。これからの日本の立場、国際観光の立場を考へまして、そういう問題について積極的にこの法案の中に考へられておりますか。あるいは行政指導の中に入りますか。

○国務大臣(河野一郎君) 私は基本的に申し上げますと、国でやる仕事、府県でやつていただく仕事と、もしくは民間でやつてもらつていい仕事と、なるべく分けて考へたいと思つております。観光のルートにつきましては、いま申し上げましたように、むろん考へなければならぬことではございますが、その観光のルートが民間でこれを計画してやるということとは、また、そういう意図のあるものにつきましては、指導監督は十分いたします。民間

でなるべくやつてもらつたほうがいいではないか。民間でやらないで、このころは府県が非常にそれに熱意を持っております。これらにつきましては、なるべく協力して府県でやつていただく。そうして国でやる仕事は、何さま縦貫道路の大仕事をかかえております。それから、さらに横断道路もつくらなければならぬ。そういう仕事に実は金がなかなか十分回りませんので、しかも、これは一刻も早いほうがよろしいといふふうに考へますので、お話しした点につきましては、決して私は観光ルートを軽視するわけではございませんけれども、大體観光ルートの場合には、その付近まで、もしくはその最寄りまでは道路が行つておるわけでございますから、そういう場合にはひとつ、なるべく民間もしくは府県でやつてもらいたい。それに協力態勢をとつていきたい、こう思つておるわけです。たまたま、いま、十月でしたか、開通いたします阿蘇の、九州の横断道路、こういう長距離でしかも大きなものにつきましては、道路公団でやられることを私は賛成いたしますし、奨励いたしますけれども、最近は観光道路が非常に要請されておりますが、こういうものについては、いま申し上げましたような順序でいきたい、こう思つております。

○田中一君 そこで、私のさっきの質問に關連するのですが、道路公団が行なつてゐる高速道路、これも御承知のように電灯が少ない、街灯が少ないのです。街灯というか、照明灯が少ないのです。で、この指導は従来どうしてゐるのか。たとえば箱根の新道などは落石が非常に多いのです。大きなカーブのところには、従来からでありますけれども、もう落石があつた場合には、それに車が乗り上げようものならば、必ず事故が起きます。したがつて、道路公団の有料道路、この有料道路は、絶対に必要なところに對しては、絶対に必要なら全線です。箱根のようなどころは原則として全線という形で、間隔は長くてもかまわないけれども、必ず照明灯はつけるというふうな原則を同じように確立してほしいのです。単なる一般国道のみならず、道路公団はことに料金を取つて、金を取つてゐるので、そのために料金が上がるというふうなことはない。私はおそれないと思つてゐます。むしろ国民の税金で行なつてゐるものが多いのですが、道路公団の場合には、償還年限が延びてもそれだけの施設は必ずするといふことに方針をきめていただきたいのです。この点はどうか。これは大臣から伺います。

○田中一君 これは道路局長に聞きますが、要綱の六の——これは昭和四十年四月一日から実施ということになつておりますが、この第六項の条文の「当分の間」といふのは、四十年をこえて当分の間ということですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) そういう意味でございます。

○田中一君 そうすると、この「当分の間」といふのは、どのぐらいの期間をさしてゐるのですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) たてまへは、なるべく早く建設大臣の管理下に置きたい、こういう趣旨でございます。

す。ただ御承知のように、いまの二級国道は府県知事の所管でございます。工事の施行体制並びに職員の配置が、すべてそういうふうになつておりますので、建設省側といたしましては、それは直ちに受け入れ態勢等も同時にできてはおりませんので、したがつて、なるべく円滑にこの管理の移行ができるようにする、こういう趣旨で考へております。できるだけ早く考へておりますが、その辺の時期が、四年になるか五年になるか、まだはっきりいたしません。また、各都道府県側と協議いたしましたので、なるべくすみやかに、こういう趣旨で考へております。

○田中一君 国道の管理部分が、直接の部分が相当延びてゐると思つて、これが、これに従事してゐる職員は、どのくらいございますか、道路管理事務所。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 三十八年度延長は約五千キロでございます。それに対して、これに当たつております職員の数が三千二百五十二人ございます。三十九年度は約七百キロ延びまして、五千七百十三キロでございます。これに對しまして、職員は三千三百六十三人、延長当たり、おおむね〇・六人ということになります。

○田中一君 この一般国道として直接する場合、どのぐらいの職員を要すると考へますか。現在の一般国道、二級国道全部ですね、建設大臣が直接管理をするという時期には、どのくらいになりますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) いろいろ推定しておりますが、およそ六、七千人くらいさらによい要ると考へます。

○田中一君 さらに……

○政府委員(尾之内由紀夫君) さらに……

○田中一君 いろいろ建設省の労働組合でも、首になるのではないかと心配をださ持っている人が、善良な職員におられるわけですが、こういう新しい職場ができれば、これに對する配置転換も行なわれると思つて、それから、心がけていただきたいと思つてゐます。そこで今後、道路審議会の持つ役割は、どういふものになるか、そうして大體二十五名を三十五名だつたか……

○政府委員(尾之内由紀夫君) 二十名を二十五名です。

○田中一君 五名ふやすのですね、二十名を二十五名に。そこで、これはどういふ方を五名補充しようとするのか。それから今後道路審議会の役割は、どういふことにならうとするのか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 道路審議会につきましては、道路法に規定がございまして、今回の改正では、所掌事務につきましては特に考へておられません。ただ人員を、ただいまお話しございましたように、五名増す、こういうことでございます。この点、なぜ増すかといふことではございますが、最近道路の他の事業との関連が非常に多くなつて、新産都市でございまして、各種の国の他の施策に依存する道路計画関連の事業が多くなりまして、他の審議会等とにらみ合わせまして、若干少なかったところも

○田中一君 いろいろ建設省の労働組合でも、首になるのではないかと心配をださ持っている人が、善良な職員におられるわけですが、こういう新しい職場ができれば、これに對する配置転換も行なわれると思つて、それから、心がけていただきたいと思つてゐます。そこで今後、道路審議会の持つ役割は、どういふものになるか、そうして大體二十五名を三十五名だつたか……

○政府委員(尾之内由紀夫君) 二十名を二十五名です。

○田中一君 五名ふやすのですね、二十名を二十五名に。そこで、これはどういふ方を五名補充しようとするのか。それから今後道路審議会の役割は、どういふことにならうとするのか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 道路審議会につきましては、道路法に規定がございまして、今回の改正では、所掌事務につきましては特に考へておられません。ただ人員を、ただいまお話しございましたように、五名増す、こういうことでございます。この点、なぜ増すかといふことではございますが、最近道路の他の事業との関連が非常に多くなつて、新産都市でございまして、各種の国の他の施策に依存する道路計画関連の事業が多くなりまして、他の審議会等とにらみ合わせまして、若干少なかったところも

でございますので、そういう趣旨で補充したい。しかし、まだ具体的には、どういう方面の方をふやすかということにつきましては、未定でございます。

○田中一君 大臣、ひとつどういいう人を選ぼうとするのか。むろんどういいう人が足りないからどういいう人を選ぼうという構想はなくてはならないと思えます、五名増すということになります。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知のように、国道として扱って、全国に及びますので、地方の意思を十分反映できる人に加えなければいかぬというように、私としては重点を置いて選びたいと考えております。

○田中一君 そうすると、今度直轄になろうとするかつての二級国道の実態を詳しく把握している人たちは、たとえば、ブロック別にするならば、九州から一人とか、北海道から一人とかというような形で選ぶのですか、対象になるものは大体そんなものですか。それとも学者を選ぼうとするのか、あるいはまた、いつもたくさんおる天下り官僚ですか、天下りか天上がりかしらぬけれども、官僚の古手から選ぶのか、その点ひとつお聞きしたい。

○田中一君 都道府県道が将来国道に編入されようという時代は、現在の二級国道が完全に一般国道として完成というか、溶け込んで後において考慮されるべきであると思えますけれども、しかし、都道府県道の中にも、主要道路として国道に準ずるようなものもあるかと思えます。これらのものに対する実態からくるところの国道に編入しようという考え方はありませんか。

○国務大臣(河野一郎君) それは、当然私はそうしなければならぬと思っております。

○田中一君 その場合に、道路審議会にかけて審議を願うということになるのでしょうか。

○国務大臣(河野一郎君) さようでございませぬ。

○田中一君 まあ従来とも、道路審議会というものは、一級、二級等の道路の指定、あるいは昇格等の場合に活動しているのが主でありましたが、今後交通面、一今度出ました安全な交通を確保するために云々ということ、これらの経験者とか学者等もこれは入れようとするならば、これはもっと、二十五人どころではない、三十人ぐら入れたほうがいいのではないかと、う気持ちもするわけです。その点はどうですか。二十五名に限ったというのはどういいう理由ですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) まあ御指摘のように、もっと多いほうがいいという考え方もあったのでございませぬが、これは事務的にやはり政府関係当局と相談いたしてまいりました結果、この辺の数字ということになったのでありまして、二十五人で十分であるというところは、私どもも思いません。

○田中一君 道路審議会の委員に対する処遇はどうなっていましたか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 他の審議会と同様に無給でございます。

○田中一君 無給……、給料はないけれども、審議会があった場合には、一回幾らだかしらぬけれども、三千元か五千元は、あるいは一万円かしらぬけれども、車馬賃とか日当という形を出しているはずでしょう、どの審議会もみなそうですよ。

○政府委員(尾之内由紀夫君) この審議会手当は、他の審議会でも出しておりますけれども、一回当たり、会長三千元、委員二千五百円だと思います。

○田中一君 それは非常に安いですね。たしか鉄道でしたか、一百万円か、けっこう払はずですよ。他の審議会と同様というものは、その審議会の委員手当というのですか、そういうもの、ちょっとあらわしてみてください。安いと思う。昔から、国会に無理やりに参考人を呼ぶ場合には、一番安いのでいまでも笑われておりますが、大事な講義を打ちやうて講義一時間やれば何千円かもらえるやつを、それを打ちやうて、もらわないで、こっちへ来て三分の一ぐらいいしからもえなしょうけれども、それはあまりに安い、もっとも名譽と考えている人もあるかもしれないけれども、これはひとつほかの審議会と同じような待遇をしなければいかぬと思うのです。建設大臣が諮問する機関の各委員の手当はみな同じですか、厚薄があるでしょう。

○政府委員(尾之内由紀夫君) はっきり調べまして、御返事いたしますけれども、建設省関係のは、大体大蔵省と毎年やって、行政部費で審議会手当というものを積算いたしておりますから、大体同じであると考えております。

○田中一君 道路譲与税は、二級国道が国の直轄になると、向こうにその分だけいかなくなりませぬ。それはどのくらい減りますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) この問題につきましては、先ほど要綱の第六項で、都道府県知事に、当分の間、改築をやらせる、こういうことになっておりますので、さしあたり四十年度にどの程度国が直轄でやるか、これは事業量と関連して考えてみます。他のものは従来どおり都道府県知事にやらせますので、逐次その量が変わってくるかと思えますが、来年はまだ事業規模というものをきめておりませぬので、まだ積算いたしておりませぬ。

○田中一君 結局直轄になるのでしょうか。直轄になった場合にはどうなるかというのを伺いたいです。それと補助金とを相殺してみても、どのくらい地方公共団体のほうが財政的な余裕ができるか、金が余るかという点を伺っておきたいと思うのです。どのくらいか、全部でですね、これはパーセンテージでいいですよ。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ちょっと、ただいまの私のお答え、少し違っておったかと思えますけれども、譲与税は、揮発油税に対してある割合のものでございませぬから、今度二級国道が直轄になりましたら、それによって譲与税の率が下がるといふものでございませぬ。ですから、一般的に各地方公共団体の財源として配分される、こう

いう性質のものであるかと思えます。したがって、全部、都道府県知事がやります二級国道はもろんでございませぬが、他の都道府県道の財源として充たされると、こういうふうな考えしております。

○田中一君 いや、そうじゃないでしょう。道路譲与税は、自分でやはりその府県の管理を負擔する%に見合った税の配分ということになってはいるはずですが、何もつかみ取りでやるわけじゃないですよ。だから減るわけです。管理部分が減れば減るほど譲与税も減るのじゃないですか。そうすると、譲与税そのものが今度余ってくることになるのじゃないですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 総額としてはガソリンに対する一定の税率でかかったものが配分されますから、総額としては変わりませぬ。お話しのような点は、都道府県に配分されるときに、都道府県ごとの割合が変わるといふことはあり得るかもしれませんが、総額としては変わることはないと思えます。

○田中一君 総額としては変わるといふことはありませぬと……、たところ、道路管理費として地方に余裕を持たせようというところに発生したのが地方譲与税のほうなんです。負担を軽減しようというところに出発したと思うのです。地方に分け前をよこせというところで、だから、その分だけは地方譲与税が減額される、率が。その総額は変わらぬというところではなくして、これだけ国が直轄することになったのだから、いままでは何十億でしたか、何百億でありましたか、その分だけが減額されるということになるのじゃない

いかと思ひます。それはどのくらいになるかと伺つて居るのです。これは、税のことは私は知らぬと言つてしまえばそれ切りになるのですが、これは知つて居るわけでしょう。これは地方行政が関係して居るでしょう。自治省がやつて居るでしょう。自治省に聞いてみて下さい。国の直轄になりまして、いままでの率は必ず地方に渡します、と言ふなら、それでいいのです。おそらく減額されるんじゃないかと思ふのです。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 譲与税——いま地方道路税といつておりますけれども、譲与税ができました当時考へ方はそうであつたと思ひますが、実際には、国と地方との財源を適当に負担するように、ガソリン税は国へ、地方道路税は地方へ、こういうことになつて居ります。しかし、いま大臣から御注意を受けたのであります。が、今回、国道が一般国道になりまして、国と地方との財源負担は従来と同じように、改革につきましては四分の三といふことになつて居りますので、依然として四分の一は地方の負担といふことになつて居ります。そのことから地方の負担が減るといふことには制度上にはならないと思ひます。

○田中一君 河野さん、あなた國務大臣として自治大臣のかわりに答弁しようといふことですか。私は、いままでもちよつとも理不尽な——理不尽なといふか、情勢が変われば、余分に払つたものはちよん切つて取り返す、また、やるというのを、税制の問題ではいままでして居ると思うのです。また、ガソリン税を負担するほうの側から、直轄というなら地方に渡すのは

おかしいじゃないかという意見も生まれるかも知れない。その点が、大臣が、そういうことにならうともいままでの配分は絶対確保いたすようにいたします、というくらい返事が出れば、これは私は信頼いたしますが、しかし、これは自治大臣の問題ですからね。

○國務大臣(河野一郎君) いま道路局長から申し上げましたのは、理論を申し上げて居ります。日本の道路全体を管理して改造、造営していくというところに対する税の負担は、それは国が管理しようが地方が管理しようが、国が出すのが三分の二、地方が出すのが三分の一、したがつて、それに見合うものを、いま言っただけガソリンから取り上げて、地方にもそれを分けておるといふことをごさいますから、道路の費用が国全体に対して減つてまいりますと、これは別だと思ひますけれども、むしろ積極的にこれからやつていけるのでございまして、当然地方にそれだけのものは自治省からやつてもらわなければ、地方が負担に耐えられないといふことに私はなると思ひます。私といたしまして、かねて申し上げて居りますとおり、道路に對する全額投資は、急速にできるだけしていきたいと、こう考へて居りますので、地方の財源を圧迫するやうなことに對しては十分考へなければならぬ、こう思つて居りますので、お話しした点につきましても、十分注意いたしまして、そういうことのないようにいたしたいと思ひます。

○委員(安田敏雄君) 速記をとめて

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。ほかに御質問もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと思ひます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○田中一君 幹線の道路は、その管理者は当然国にいくべきが正しいのであつて、本法の改正には賛成でございます。

しかしながら、これがために地方自治体の事業の減少、負担の増加、あるいは国の管理の弱さ、不十分さから、地方の地域住民に及ぼす影響等を考慮して、それらの点を十分に配慮されるやうな管理方式を確立していただきたい。これは先ほど質疑の過程で申し上げたやうに、ガード・レールの整備とか、あるいは照明灯の取りつけとか、これに関連する電力料の軽減措置等、完全に日本が平和国家として交通の安全をはかるというところに重点を置いていただきたいと思ふわけですが、希望するところは、三十条の一項十に、安全な交通を確保するための施設として照明灯等の修正を行ないたいのでありますけれども、会期もありませんし、これは次回に譲りますけれども、いま大臣の答弁の中にあつたやうに、必ずそれを実施するといふことばを信じて、社会党を代表して、この法律案に賛成をするものであります。

○委員(安田敏雄君) 他に御意見もないやうでございますが、討論は終

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。わつたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと思ひます。

これより採決に入ります。道路法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(安田敏雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと思ひます。さよう決定いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは土地収用法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に對し御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○委員(安田敏雄君) 速記をとめて。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

関する用地収用の問題について、その際にも、提案された政府に質問しておいたのですが、一体建設大臣は、今回の筑後川上流の下笠ダムについて、いろいろ被収用者の抵抗があつたにかかわらず強制執行いたしました。私は、なぜ室原君が最後まで、もはや論理をこえた感情的な興奮状態においてあつた抵抗を示したかといふことについて、これを所管する建設大臣としてどういふ見解を持つて居るか。なぜあつたまで追い込まねばならないやうな事態になつたかといふ点についての見解を伺ひたいのです。それで、これはいろいろいままで八年間の蜂の巣の抵抗は、事務当局から聞かれて御承知になつたと思ひますが、私もかつてたしかあれは橋本建設大臣の時代に取捨の一役を買ひまして、数度におつた現地に参り、一応大臣との間に話し合ひができるルートを敷設してまいつたのです。ところが当時の建設大臣は、当時の身辺に居る官房長その他官僚の指図するがままに動いたために、最後のルートを締め切つてしまひまして、今日に及んで来たのです。今回の提案も、それらの経験等から学ばれた一つの措置として考へられたものと思ひ、かつまた、田中大蔵大臣は建設大臣に先立って、今回の提案されている法律の改正等も口ばしして居ります。これはむしろ財政当局として、一応収用が延びる場合に受ける財政的損害等を考慮されたものとして考へておられますけれども、建設大臣の土地収用法を執行するにあつたての心がまえをまず最初に伺つておきたいと思ひます。

○委員(安田敏雄君) 速記を起こして。それでは速記を開始いたします。

○國務大臣(河野一郎君) 前段の御質問に対して最初にお答えいたします。私は建設大臣に就任いたしましたから、就任以前にいろいろ承っております。最も慎重に行なう必要があるという意味合いから、たびたび、もし私がお目にかかる機会があればお目にかかるという申し入れもいたしました。また、現地に近い諸君を通じて先方の御意思もいろいろ伺いたす方法もとりました。しかし、いざ、会おうと申し入れましてもなかなか実現いたしませんで、だんだん時日が経過するのみでございます。解決の方向に向かいませんでした。最後に私は、本問題を本質的に考えまして、非常に山を愛する人だし、自分の持つておる山林が水没することは非常に残念だということを言っておられるということも聞きまして、それならばひとつ宮崎県方面に相当に国有林で美林があるはずだから、そういうものと交換したらどうかというところを考えた。もしそういうことが交換の方法によって解決がつかぬならば、他の国有林と交換していただくわけにはいかぬだろうか、そういう御意思があるならば具体的に自分も農林当局にも話をし、その方途を講じてみる、考えてみるが、どうかという申し入れもいたしました。ところが、いずれもこれらは受け入れていただくことができませんで、ついに今回の処置をとらなければならぬことに相なりました。判決がありましてからも、にわかこれを実行するということは必ずしも適当でないと考えまして、たまたま御承知のように、別府に私が参る予定をしておりましたので、最後に自分は

別府に参りまして、御承知のように、木下大分県知事は相当に真相を、もしくはその立場から一つの見解を持っておられるんじゃないかというようなことを考えまして、細部は木下君に会ってよく意見を聞いてみるということ、ひそかにその時期を待つておりました。そうして私は別府に参りまして、木下知事から前後の事情、もしくは木下知事のこれに対する見解等を十分に拝聴いたしました。たまたま室原君のごく近い人がそこにおられましたので、この人からも最近の室原君の実情等についても詳細承りまして、私の意向も流してございましたから、私が大分に来たならば当然質問をしようと思つて私が参ります数日前から、それは室原君と遠縁関係に当たっている、面会を申し込んだけれども、面会すら拒否されてできないという事情にありましたので、これ以上当局がいたずらに解決を遷延すること、御承知のように十数人あるいは三十数人の人たちの、それらの同意をした諸君の気持ちも動揺させていたずらに事態を悪化させるだけである、したがって、すみやかに問題の解決をはかることがとるべき手段であるということ、一様に別府で私は地元に近い諸君の意見を聞きまして、もちろん木下知事も、いま私が申し上げましたことと同様の御意見でございます。したがって私は、このときに最後の決意をいたしました、帰つたならば、すぐに決裁をして問題の解決をはかることがよろしいという決意をいたして東京に帰つてまいりました。帰つてまいりましたら、御承知のように成田君と総評の太田君はじめ代表の方がお

いでになりましたので、これらの諸君にもお目にかかりまして、それらの事情を承りまして、適当な解決策、もしくはこれに対して考慮する点がございませぬならば、御協力いただきたいということをお願いしてお別れをいたしました。そうして約束をした期限を私は遷延してお待ちしておりましたら、これらの諸君から、いろいろ骨を折つてみたけれども、もう方法はない、行政上のとるべき措置をお進めになつてけつこうですという御返事をいただきました。こういうふうには、一応の手段をすべて私は終わつたつもりでございます。もちろんそこまでする原因は何であつたかということになりまして、私には、当時当面の私は責任者でございませぬので、その当時のことはつまびらかにいたしません、少なくとも私は建設大臣になりまして約一年、二年に近いこの間の事情については、ただいま申し上げましたように、最も慎重に、しかも、あらゆる手段を講じて、私は、平和的な解決を意図いたしましたので、ごさいいます。いま申し上げましたような結果になりましたのは、まことに遺憾でございますが、やむを得ぬことだと考えております。

そこで、一般の公共施設に対する土地取用に関する問題でございいます。御承知のように、この制度が実施されましたから、現在の状況について考えます。この法律の適用を受けて私が決裁をする事項は非常に少のうございいます。そういうふうな適用の対象になるもの、取用の対象になるものは少ないのじゃないかというお話もよく承るのでございいます。この点は、私は、そうではないのでございまして、現に取用法の適用を受けてこれが問題の解決までに相当の時間をかけているのはかかっております。これは御承知のとおりでありまして、それだけの時間が、この方法をもちまして、この手段によりまして、相当の時間が、時日が経過いたしました。よつて問題を解決するほうがよろしいというふうには、それぞれの係の者と申します。今日御承知のように、用地取得に非常に時日を遷延をいたしております。この用地取得に時日が遷延いたしました。目的達成にこれが非常に障害になっておるといふことは皆さまで御承知のとおりでございます。それはどこからきておるか申しますと、この土地取用についてこれを適用いたしますと非常に時間がかかる、それだけ時間がかかるならば、一方話し合ひでということ、その話し合ひのほうが非常に時間がかかっているのだから、それから、実際に用地取得して工事にかかると非常に時間がかかる、そして、ごてごてやっておる間に地価が上がる、そういうことで、私は非常に遺憾というふうなことで、私は非常に遺憾である、こう考えまして、何とか取用法を適用した場合に、これが短時間に、やむを得ず適用せざるを得なくならつたというときに法律を適用したならば、その法律の結論がなるべくすみやかに出るようにしなければ、せつかくこういふ方法があつても、かえつてそれがいま申し上げるようには、それに非常に時間がかかるのでありますから、その時間のかかる道を歩むよりも、話し合ひに時間をかけるということが今

日の現状になつておる。これが根本的に解決されなければ、公共施設の円滑なる運営は困難であるというふうな考えまして、今回、この改正の趣旨をお願いいたしておるのでございます。しかし、さればといつて、最も注意をしなければならぬことは、今度はこれにかけましてはばいばいのだというふうなことになることを、私はおそれます。これは、これがあるから、努力を一通りしたらば、いけなければこれでやればよろしいのだということになつて、そうしてそれだけの係の者があまりにこれにたより過ぎるといふようなことになりまして、誠に戒めなければならぬと考へまして、すでに私は、衆議院をこの法律が通過いたしました直後におきまして、建設省関係、公団関係、それぞれ用地関係の責任者を招致いたしました。この法律が施行されるようになったらば、一番気をつけなければならぬ点は、この法律が施行されるまでの間に、この法律を適用してはいかぬという基準を定めまして、これだけの努力をしてなおかつ解決をしないものは適用してやるべきだということに厳格に守れたいこと、この指示もいたしておるわけでございます。私としては、その点に十分注意をして、公共施設の円滑な促進をはかりたいと考へておるわけでありませぬ。

○田中一君 三十六年にできました公共用地の取得に関する特別措置法も、私は、公共用地という限定された対象に対する法律であるからこれを認めようとしたのであります。今回はそうじゃございませぬ。公共用地取得に関

する土地収用という面からくるものな
らば、まだ許せる範囲のものはいざい
ますけれども、本法の改正というこの
考え方に對しては、どうしても納得で
きないものを持っておる。建設大臣は
一体、土地収用法という法律はだれの
ためにあるのか、私はちょうど二十六
年にこの法律を、当時とすれば大法案
です。とうとうとして民主主義とい
うものが謳歌され、そうして国民主権
という思想も曲がりなりにもそれぞれ
の国民の心に浸透してきたころであ
りまして、行政官庁の執行権を認め
ておられますけれども、あらゆる面にお
いて私権を擁護するために制定せられ
た法律であります。むしろ、これは憲
法の財産権と公共の福祉という一つの
物件に對して反対の見方をしておる
が、今日、憲法の財産権に對する規定
でありまして、その中で、この
取用法は少なくとも財産権を認めよう
という立場から制定されてきておりま
して……

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕
○委員長(安田敏雄君) 速記をつけて
ください。

○小柳勇君 局長、下笠ダムの問題を
少し具体的に質問します。

まず第一は、室原さんのあの代替
地はまだきまりませんか。今後の生活
設計あるいは植林なり、あの土地を離
れることになるのに、その話は全然進
んでいないわけですね。

○政府委員(町田充君) まだその話は
進んでおりません。

○小柳勇君 次は、これから測量を始
めてあそこにダムをつくるのですが、
つくり始めるにすれば、ダムはいつこ
ろ竣工するのですか。

○政府委員(町田充君) 上流のほうの
下笠ダムは、いまのところでは昭和四
十一年、下流の松原ダムのほうは昭和
四十五年に完成の予定でございます。

○小柳勇君 それから上のほうの、い
ま調査を始めていますのでけれども、
調査が終わって、ダムをつくるのに一
番最適の土地であるというので始める
わけでしょう。けさの新聞を見たら、
いまから調査をやるのだということ
書いてあったのだが、どうなんです
か。

○政府委員(町田充君) 調査は終わ
つておるわけでございます。ダム地点と
して最も適当な地点であるということ
の調査は終わつておるわけございま
すが、さらに実施のための設計をいた
しますために、土質の調査、ボーリン
グ調査、そういう実施を前提としての
細部の調査に入る、こういうことかと
思います。

○小柳勇君 そうしますと、治水計画
としてダムをつくるのですが、四十一
年—あと二年ですが、二十八年のよ
うな水害は百年に一回か六十年に一回
かということですが、その竣工につ
いては、二年ぐらいというのが一番最短
の距離ですね、四十一年。

○政府委員(町田充君) 下笠ダムの完
成のためには、スピードをできるだけ
早めまして四十年にならぬと完
成の見込みがない、こういうこと
でございます。

○小柳勇君 北九州のほうに工業用水
などを取る計画について、先般、これ

から調査だというふうな話でしたが、
もう少し進んでいるのでしよう、計画
は。

○政府委員(町田充君) 先般、この多
目的ダムの法律に基づきます事業計画
というものが決定いたしましたので、
それで多目的、すなわち農業用水なり
工業用水なり、あるいは発電用、これ
らにどれだけの水を供給するかという
細部の計画はもうすでにきまつてお
るわけでございます。

○小柳勇君 その話をもう少し具体的
にお話くださいませか。

○政府委員(町田充君) 実は、河川事
業のほうには河川局のほうで所管をいた
しておりまして、私のほうはその事業
に必要な土地を収用するに値する事業
であるかどうかという事業認定の事務
をやっておりますので、計画の細部
は、直接は河川局の所管でございます
ので、私からちょっと具体的に御説明
申し上げます。

○小柳勇君 いまそこに書類を持って
おられるようですが、もう少し、その
計画の面について、実はその下
笠・松原からは水を取らないとい
うことを聞いておるから、水を取るとす
れば、もっと下流のほうで総合ダムを
つくらなければ北九州に水を取れないと
聞いているもんだから、いまあなた
のお話では下笠・松原からは若干水を取
るような話に聞かれましたから。

○政府委員(町田充君) 私手元を持
つておられますのは、松原・下笠ダム建設
のための収用計画一覧表でございます。
そういう事業計画の細部は河川事
業の關係になりますので、ひと
つ……

○小柳勇君 それではちょっと担当局
が違ふようだから、細部の問題につ
いてはまた別途の機会に質問しますが、
最後に、地元で反対運動も相当あ
つて、反対の宣伝なり説得方も相当行
つておるわけですね。たとえば下
笠・松原というのほんとの治水ダム
にならないとか、あるいは土砂が流
れてきて杖立温泉なども将来埋まるの
ではないか、水びたしになるのではない
かというふうなことも相当住民に知
わたつておるわけですが、したがって、こ
のダムを建設すればそういうものも、
常に説得活動なりPRをしまして、そ
うではないのだ、このダムは治水の目
的を達し、かつ、それ以外の被害はない
のだ、そういうことを十分に建設者
として宣伝される必要があると思う。住
民の人に納得してもらつて、ダム建設
に協力してもらつて、そういうものを、これは
思うのですが、そういうものを、これは
大臣にも別の機会にお頼みしておきた
いと思うのですが、あなたの方は直
接担当の局ではないかもしらぬけれど
も、いい機会ですから、そういう面
で、いままでおやりになつて
いるか、あるいはこれからおやりになるよ
うなことがあるればお教え願ひたいと思
う。

○政府委員(町田充君) もちろん、こ
ういった公共事業を行ないます場合に
は、十分計画の内容を地元の関係住民
に説明をいたしまして協力を求める、
こういう措置を事実上とつておるわけ
でございますが、特に特定公共事業と
いうふうなことにありますと、法律的
に、そういう説明を催して、関係
地元住民の協力を得られるようにつ
めなければならぬということが特にう

たつてございますので、今後、土地収
用法の一般手続あるいは特別措置法の
手続、こういうものを援用してまい
ります場合、十分御指摘のようなPRと
申しますか、事業の計画の内容なり、
それがどういふ効果を待つのだとい
うことを、十分御説明をするような努力
をするはずでございます。

○小柳勇君 それから、収用手続に入
るかどうかわかりませんが、室原さん
は、なおこれから裁判で争うと言つ
ておられますが、どういふことになり
ますか。その裁判の争い、それから先
は、どういふふうになりますか。

○政府委員(町田充君) 今回一応代
行というので措置がとられましたの
は、いわゆる下笠ダムのダムサイトの
地点だけの問題でございます。したが
りまして、今後下笠ダム、松原ダムの
建設に伴います工事の実施のためのつ
けかえ道路の問題、あるいは湛水地域
に對する、つまり水没する山林なり家
屋に對する補償の問題というものは、こ
れからの問題でございます。

○小柳勇君 そうしますと、その土地
収用ということがこれから起こつてま
いりますが、そういうものも含んで計
画が四十一年に完成できるということ
ですか。

○政府委員(町田充君) それまでの間
に用地交渉、いま申し上げたような交
渉問題、そういうものが一切解決した
上で、四十一年には完成する、こうい
うめどを立てておるわけでございます。
○小柳勇君 河野大臣は、さつき宮崎
県のほうにあの杉山にかわるような
ところがあるから、腹案としてあるよ
うな話がありました、そういう代替地

を建設省としても考えてあるのですか。

○政府委員(町田充君) 特にまだ具体的には考えておりませんが、元来が美しい美林地帯でございまして、水没するところはどこかに生活の場を求めるところになりなると、やはりこれにかわる山林というふうなことは考えられますので、そういう意味合いで適当な代替地——いま大臣が宮崎県とおっしゃいましたが、私も具体的に大臣がどこにお考えになつておられるのか伺つておりませんが、私も、そういう方法も十分考えられるかと思ひます。

○小柳勇君 これはほかのダムのと違って、私決算委員です。いふんダム見て歩いて問題が出てくるのですが、土地収用の場合の代替地の問題は、ダム建設の場合、それにかわるのはどこかというふうなことはあらかじめ調査しておかなければ、大臣がかわつたらあとはどうなるかという心配があります。が、全然ございせんか。

○政府委員(町田充君) 候補地と目されるようなところは若干あるようございしますが、個々の候補地について具体的に話し合ひをするというふうな段階にまで、まだきていないのでございせんか。

○小柳勇君 室原さんだけでなく、下のほうの松原ダム建設になりますと、室原さんから下のほうにも相当被害があるんでしよう。それから、りっぱな杉の山が水没するわけですから、あの上のほうに少しはげ山があつて、そこはどうかという案もあつたけれども、あんなところはとも植林などできない

いわけですね。だから、宮崎県というのがどういふ具体的なものか、私まだ初めて聞いたもので、聞いてないのですけれども、これはほかのダムの建設にも関連しますけれども、少し計画的に調査しておいてもらつて、ただこの法律で土地を収用するというふうなことではなく、もう少し話し合つて、こういうところがありますとか、こういう仕事がありますとかというところから出発するのがたまたまじゃなにかと思つて、まあそれは歓迎に説法で、私が言わぬでも、そういう方向でやつておられると思ひますけれども、あれだけ大きい問題になりまして、たまたまの建設ですから、あとでできるだけスムーズに問題解決できるように、そうして下流の福岡県なり佐賀県の住民は二十八年度のあの水害を非常に事実です。せつかつくられるならば、馬力をかけてひとつ治水の目的を達成していただく、これは最後の希望でありますからお返事は要りませんが、そういうことは今後起こりませんから要請しておきます。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめてください。

〔午後三時四十二分速記中止〕
〔午後四時二十五分速記開始〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し

ただいま議題となつております土地収用法等の一部を改正する法律案につきましては、都合により後刻に回すことにいたします。よろしくございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安田敏雄君) そのように決定いたします。

○委員長(安田敏雄君) それでは宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(野田卯一君) ただいま議題となりまして宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

宅地建物取引業法は、御承知のとおり、宅地建物取引業者の登録を實施し、その業務の適正な運営と宅地建物の利用の促進を目的として昭和二十七年に制定されたものであります。その後、営業保証金制度、取引主任者の設置及び宅地建物取引員試験制度の創設等について、所要の改正を行ない今日に至つたのであります。最近、宅地建物の取引が国民生活あるいは産業活動の上でもますます重要となり、かつ、取引の内容も複雑化しつつある反面、やみ業者のばつこ、業務に対する規制の不備、業者に対する監督取締まりの不徹底等のため、依頼者その他取引の関係者に多大な迷惑を及ぼし、各種の事故や紛争があつたと断たない現状であります。

かくして、今回、かくのごとき状況にかんがみ、依頼者その他取引の関係者の保護をはかる見地から、業者に対する規制と監督をさらに一そう強化し、宅地及び建物の取引の公正を確保

するとともに、業務の適正な運営をはかるため、所要の措置を講ずることとして、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を實施することとしたこととあります。すなわち、宅地建物取引業を営もうとする者は、建設大臣または都道府県知事の免許を受けなければならぬこととし、建設大臣または都道府県知事は、その免許の申請前二年以内に宅地建物取引業に不正または著しく不当な行為をした者等、一定の欠格要件に該当する場合には免許をしないこととしたことといたしました。

第二は、従来の宅地建物取引員の名稱を廃止し、あわせて取引主任者の資質の向上に関する措置を講じたこととあります。すなわち、宅地建物取引員の名稱は、ややもすれば正規の業者と誤認されやすい等の理由から、試験合格者を宅地建物取引員と略称することといたし、従来の宅地建物取引員試験を宅地建物取引主任者資格試験と改称し、当該資格試験の受験資格を高等学校卒業程度に引き上げることとしたことといたしました。

第三は、依頼者等の保護をはかるため、営業保証金の供託限度額三十万円を撤廃することとしたこととあります。

第四は、業務の規制に関する事項であります。すなわち、宅地建物業者に對し、報酬の揭示、従業者の証明書の携帯、取引に関する帳簿の備えつけを行なわせる等業務の適正をはかるため

の措置を講ずることといたしました。

第五は、監督に関する事項であります。すなわち、建設大臣または都道府県知事は、宅地建物取引業者が法律違反その他一定の事由に該当する場合においては、免許を取り消し、または業務の停止を命ずることができるとするほか、依頼者等に損害を与え、または損害を与えるおそれが大であるとき等においては、必要な指示をすることができるとしてあります。また、建設大臣または都道府県知事は、宅地建物取引業者及びその団体に対し、必要な助言、指導及び勧告ができることといたしました。

第六は、宅地建物取引業者の団体設立に関する事項であります。すなわち、従来は、都道府県並びに全国単位にそれぞれ宅地建物取引員会、宅地建物取引員会連合会の設立を認めるためといたしていましたが、昭和四十二年四月一日を境として、免許を受けた宅地建物取引業者は都道府県の区域ごとに宅地建物取引業協会を、また協会は全国を単位として宅地建物取引業協会連合会を設立することができることとし、宅地建物取引業の適正な運営とその健全な発達に資することといたしました。

第七は、宅地建物取引業を営む信託会社及び信託銀行は、すでに銀行法等による免許を受けておりますので、この法律による免許を受けることを要せず、ただ建設大臣への届け出に足りることとしたこととあります。しかし、取引主任者、営業保証金、業務等に関する規定は、適用することとしております。

第八は、従来この法律の適用がなかつた山林原野等の取引についても、建築基準法による用途地域の指定のあった地区内の土地に限り、この法律を適用することとしたことでありました。

第九は、建設省の付属機関たる宅地審議会に宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議させるため、建設省設置法に所要の改正を加えることとしたしました。

第十は、施行期日についてであり、この法律は、免許制度の採用その他相当大規模の改正を内容としております関係上、昭和四十年四月一日から施行することとしたしましたが、業者の団体に関する規定は、免許制度が完全に実施される昭和四十二年四月一日から施行することとしております。

なお、今回の改正に伴う新しい制度が円滑に実施されるよう、附則において、現に宅地建物取引業者として登録されている者は当該登録の有効期間満了までは免許を受けなくても引き続き営業を営むことができること、その他営業保証金の供託等について所要の経過規定を設けました。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(安田敏雄君) ただいま提案理由の説明を終わりましたが、本件につきまして質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○田中一君 この法律案は、自民、社会、民社三者の共同提案でありますから、質疑は主要なる点二、三にとどめますが、提案者に対する質疑の後に、

建設大臣に、この法施行についての部分的な質問をいたしたいと思うので、最初伺いたいのは、要綱で質問いたしますから、提案者もごらんになってひとつ答弁していただきたいと思うので、民法上の法人で、これには宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会を設置することになっておりますが、名称使用の制限については、現在同様の名称を使っている団体があった場合、これは実施の昭和四十二年四月一日からその名称を変えさせるということであるのか。あるいは、この法律が成立の後においてかかる名称を、発効の以前においてこの名称を併称——併称というか、用いた場合に、これに対する制限をどうするか。これは提案者が答弁していただきたい。この法律が成立した後においてかかる名称を、発効の以前においてこの名称を併称——併称というか、用いた場合に、これに対する制限をどうするか。これは提案者が答弁していただきたい。この法律が成立した後においてかかる名称を、発効の以前においてこの名称を併称——併称というか、用いた場合に、これに対する制限をどうするか。これは提案者が答弁していただきたい。

それです、当然二年後には、これらの団体を設立しなければならぬから、その場合に対処して以前に法人でない任意の同様の名称のものをつくってよろしいか。あるいは二年後に、これを受け入れるための法人格を申請した場合に、その団体が正当な、ということばはどうかしりませんが、正当であると認められるならば、建設大臣は、連合会等の法人としての設立を認められるかどうかという点について伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(野田卯一君) ただいまの御質問は、要綱の一四ページの第五項に「宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という名称を用いてはならない」とあること。それからその次に、「前五項の規定は、」——前の項をさしてありますが、「昭和四十二年四月一日から実施するものとし、それまでの間は、云々と書いてございまして、この宅地建物取引業協会並びにその連合会ができるのは昭和四十二年の四月一日からでございます。それ以前は、現在同様の名称を使っている団体の規定に基づく公益法人としての宅地建物取引業協会並びに連合会はないわけでありまして、したがって、民法の規定に基づくものはない、たまたまあるとすれば、同じ名前を使っている任意の団体があるかどうかということでございます。今日の段階におきまして、こういう名前を使っているものがあるかどうかしりませんが、今後業界並びに行政官庁の指導において、そういう名称を用いるという事は避けたほうがいいのじゃないか、混乱を来たしますから、と考えております。なお、今日宅地建物取引員会並びに連合会がございまして、それは法律によりまして、昭和四十二年四月一日以降三ヵ月以内に定款を変更して、今度新しく設けられました宅地建物取引業協会及び連合会に変わって得る道を開いた、こういうような次第でございます。

○田中一君 計画局長、この法律の発効は四十二年の四月一日なんです。事前にそういう団体が、たとえば民法上の法人として申請があった場合には、それを拒否する権限はないと思うのです。しかしそれでは、そうすると、二年後にはそれはこの法律によって、そういう名称の使用を禁じられてお

すから、混乱があると思うのです。それで、それは行政監督官庁としてどういう場合に論理的に対決をしようかという点はどう考えておられますか。○政府委員(町田充君) かりにそういう申請がございすれば、この改正法の趣旨というものを十分説明をいたしまして、かりにこの改正法の施行前においては、法律的に私どもは拒否する権限はないと思ひますが、十分行政上の指導でそういうまぎらわしい名前の利用なり、そういう種類の団体の設立につきましては、十分行政指導してまいりたいと考えております。

○田中一君 連合会は、建設大臣の許可権限になっております。地方の各都道府県にありまるところの団体は、これまで都道府県知事の権限になっておりましたから、その際には十分に行政指導によって各都道府県知事の間違いが起らないような通牒をお出しになりますか。

○政府委員(町田充君) そういう種類の通達も、当然この法律の施行の注意事項として出すことも考えてみたいと思ひます。

○田中一君 現在これをこのものずばり、並びにこれに似通った名称を使っておるものがあった場合には、どういう措置をとるつもりですか。

○政府委員(町田充君) 現在この種の名前のものがあるかどうか、私現在確認いたしておりませんが、直ちにこれを改めさせるといふことは、少し無理かと思ひますけれども、この法律の施行の前に、十分間に合いますように、この法律の趣旨、そういうものをよく説明いたしまして、この法律の趣旨に沿う団体に組織がえできるものなら

そのままでいいとして、もしそういう改変ができないというようなものにつきましても、この法律の趣旨に従って指導をしてまいりたい、こういうつもりでございます。

○田中一君 現在あります取引員会そのものの実態が、この法施行以前にこの名称を使いたいという申し出があった場合には、これを許可しますか。

○政府委員(町田充君) 法律的に拒否する理由はございませんが、この法律の趣旨を十分説明をいたしまして、できるだけそういうまぎらわしい名前の使用、そういうものを自発的に阻止するように十分行政指導はいたしたいと考えてます。

○田中一君 これは議員提案です、法律案をまだ十分に御理解になっておらないと思ひますけれども、現在取引員会という制度はこれを廃止する、そして取引員会そのものを再編成させようという趣旨でございまして、そこで、現在の取引員会そのものが二年後に備えてそのような準備をする、いつでも乗りかえる準備をするというふうなことが、確実にそのものであるということが認められたならば、その使用は認めますかどうかということなんです。

○衆議院議員(野田卯一君) 関連事項です、私から私から——役所のほうでおわかりにくいかもしれませんが、申し上げたいと思うのですが、現在取引員会並びに連合会がございまして、それがまだ二年間——二年間と申します、四十二年三月三十一日まで存続するわけでございますが、存続の間におきましても、定款を変える等の方法によりまして、宅地建物取引業協会

そのままでいいとして、もしそういう改変ができないというようなものにつきましても、この法律の趣旨に従って指導をしてまいりたい、こういうつもりでございます。

の内容と同じようなものに近づけると
いうようなことが考えられるわけ
です。ただそのときに問題になります
は、宅地建物取引業協会並びに連合会
というものは、そのメンバーが全部こ
の改正法に基づきまして免許を受けた
ものばかりになるわけです。ところが
が、それはそういう団体はちょっとで
きないだろうと思います。そういう
ものも入ったものではできません。け
れども、全部免許を受けた業者だけの
はできない、こういうわけですから、
その辺のところ実際上なかなかむずか
しい点が出てくる。同じようにしよ
うと思ってもできないことになりはし
ないか、そうすると免許を受けたもの
だけで、一部分だけでやるというよう
なことにもしなければいけないから、
技術的に非常にむずかしい問題がある
から、行政当局で十分その点は検討な
さるべきだ、こう思っております。

○田中一君 それじゃ提案者並びに政
府に伺いますが、東京のような一万を
こえる業者が存在するという地域にお
きましては、これを細分化しまして既
成市街地ならば区単位の何らかの団
体、それから三多摩方面ならば限定し
た地域を中心として団体をつくるとい
うことは、これはあり得ると思うので
す。現在もできております。その際、
その団体の名称は、この法律で示され
ているものは、都道府県単位の業協会
になっておりますが、その構成団体と
して個人並びに法人、これははつきり
と明記してありません。団体でもよろ
しいし、個人でもよろしいということ
になっておりますけれども、その場合
に、地域にできる地域的組合あるいは
団体等は団体として加入し得ることに

なるうかと思つておりますが、その点ほど
うですか。その名称は地区取引業協会
になるのか、あるいはそれは、たとえ
ば協同組合組織をもつてやっていると
もあるならば、協同組合としての単
位で加入できるのかという点につい
て。

○衆議院議員(野田卯一君) この取引
業協会のメンバーは、免許を受けた宅
地建物取引業者であるということに
なっておりますから、そういう免許を
受けた取引業者は、それが個人であつ
ても、法人であつても、協会のメン
バーになり得る、こういうふうな解釈
をすべきではないかと思つてます。
○田中一君 いまの野田議員の御答弁
で、計画局長、よろしゅうございま
すね。
○政府委員(野田充吾) けっこうでござ
います。

○田中一君 その際に、その名称が地
区の取引業協会という名称を使わず
に、たとえば練馬区宅地建物取引業協
同組合というような名称でもこれは一向
差しつかえないのだと思つてますが、
その点はどうでしょうか。

○衆議院議員(野田卯一君) それはこ
れと違つた名称のものは、すなわちこ
の法律に定めているものではないと思
います。別個のものだと思つてます。で
すから、業法に定めるものは、あくま
で宅地建物取引業協会あるいは宅地建
物取引業協会連合会という名前を使
うものと、こう思つてます。

○田中一君 その際、やはり業協会と
いう名称を使うのは、都道府県単位に
その団体が持たれるということであつ
て、その末端の地域の名称は差しか
えない。野田卯一でも田中一でもよろ

しいし、また練馬区協同組合でもよろ
しいということですね。
○衆議院議員(野田卯一君) そのとき
には、東京は東京都、あるいは神奈川
県という各県とか府は、一つという考
え方を持ちますから、東京都宅地建物
取引業協会、神奈川県宅地建物取引
業協会というものが一つでありまして、
それ以外のものは、この法律に基づ
く新しい案文ですね、これに基づ
く取引業協会とは考えていないわけ
です。
○田中一君 いや、そこはこういう
ことなんです。東京は広いですから、
一人なり二人なりが、一団体に個
人個人で登録するなんていうことはな
かなか困難であるから、地区で共通の
利害を中心として団体が設けられる例
がたたくさんあるんです。たとえば地
域でいえば練馬区宅地建物取引業協
同組合というような、むろんこの資格を持
た業者が集まっています。その際、その
法人で加入できるのは、いまの答弁
にあつたとおりのように、いまの答
弁を使つても一向差しつかえないとい
うように理解してよろしいですね。
○衆議院議員(野田卯一君) いまの田
中さんの御趣旨は、少しわかりにくい
のでありますが、この法律の予定して
いるのは、各都道府県に一つずつとい
う取引業協会を認めようというわけ
なんです。ところで各地域に、たとえ
ば東京都でいえば各区にいろいろな業
者が任意団体をおつくりになるという
意味なのか、それが本法に基づく取引
業協会をおつくりなさる意味なのか、
も、本法に基づく取引業協会をおつ
くりになるといふことならば、これは

単位に設けるべきである。それから、
各地域でおつくりになるものは、本法
の規定で予想しているものではないと
いうことです。
○田中一君 ですから、それはたとえ
ば東京都宅地建物取引業協会練馬支
部というふうに名前を使う場合がある
。その練馬支部というものは何かとい
うと、地域地域で、たとえば練馬宅地
建物取引業協同組合という法人組織に
基づいてあるものもあるわけですね。
そういう場合には、いかようにも――支
部という名称があるならばいかように
も内容が、内容という名称は何を使
つても差しつかえない、こういうふう
に理解していいんですね。

○衆議院議員(野田卯一君) だいぶ問
題がはつきりしてまいりましたが、宅
地建物取引業協会は東京都一本である
が、たとえば地域が広いと、たとえ
ば各区域ごとに支部を設けるといふ
ような場合があり得るといふことござ
います。支部になりますと、その支部
というものはおそろしく法人格はない
だろう。東京都本部で一つにまとま
るといふのは法人格を持っております
が、支部というものは、法律的に
はそういうふうな考えです。

○田中一君 この法律を適用される団
体、直接の団体は、東京都宅地建物取
引業協会、そしてその協会が各地域に
支部を設ける、その場合には、その支
部は当然この法律の制約をそのま
ま、定款、約款等でそれを徹底させると
いうことになるわけですから、その場
合の名称は支部という名称でなくち
やならないのか、あるいは田中一とい
ふ個人が加入することもできるし、また、

宅地建物取引業協同組合という協同組
合組織の団体として加入もできるとい
うことに理解していいのですか。
○衆議院議員(野田卯一君) これは、
たとえば練馬区なら練馬区におると
ころの業者か、あるいは会社である場
合もありましよう、あるいは個人であ
る場合もありましよう、それが免許を受
けてこの取引を行なうわけです。それ
が東京都の取引業協会のメンバーに
なり、そのものが練馬に集まって支部
を構成する。その支部が法人格を持
つかどうかという問題は、本法に基づ
くという名前をつけていいかというこ
とは、この本法の元の取引業協会とい
う名前にははかのものに使わせない
。ひとつははつきりしたものにしよう
という趣旨から申しますと、同じ東京
都の取引業協会の支部が別々の支
名前をつけるというものは、行政指導
としてはそういうことをさせない、統
一して行く。まぎらわしくないとい
うことが必要と思つてます。

○田中一君 私がこういうことをし
てくつのは、実体が存在するから混
乱があつてはいけないから何うわけ
で、すけれども、一番すっきりするの
は、この法律によって受ける資格者とい
うもの、業者というものが、法律によ
つて規制されるというか、認められる
業者が集まって支部を、東京都宅地
建物取引業協会の何々支部をつくる
ことは一向差しつかえないわけですね。
その支部に加入する単位というものが
個人の場合と、あるいは業者が任
意に練馬宅地建物取引業協同組合とい
うものをつくりつてある場合には協
同組合としての加盟ができるか。ある

○田中一君 私がかういふことをし
てくつのは、実体が存在するから混
乱があつてはいけないから何うわけ
で、すけれども、一番すっきりするの
は、この法律によって受ける資格者とい
うもの、業者というものが、法律によ
つて規制されるというか、認められる
業者が集まって支部を、東京都宅地
建物取引業協会の何々支部をつくる
ことは一向差しつかえないわけですね。
その支部に加入する単位というものが
個人の場合と、あるいは業者が任
意に練馬宅地建物取引業協同組合とい
うものをつくりつてある場合には協
同組合としての加盟ができるか。ある

○田中一君 私がかういふことをし
てくつのは、実体が存在するから混
乱があつてはいけないから何うわけ
で、すけれども、一番すっきりするの
は、この法律によって受ける資格者とい
うもの、業者というものが、法律によ
つて規制されるというか、認められる
業者が集まって支部を、東京都宅地
建物取引業協会の何々支部をつくる
ことは一向差しつかえないわけですね。
その支部に加入する単位というものが
個人の場合と、あるいは業者が任
意に練馬宅地建物取引業協同組合とい
うものをつくりつてある場合には協
同組合としての加盟ができるか。ある

○田中一君 私がかういふことをし
てくつのは、実体が存在するから混
乱があつてはいけないから何うわけ
で、すけれども、一番すっきりするの
は、この法律によって受ける資格者とい
うもの、業者というものが、法律によ
つて規制されるというか、認められる
業者が集まって支部を、東京都宅地
建物取引業協会の何々支部をつくる
ことは一向差しつかえないわけですね。
その支部に加入する単位というものが
個人の場合と、あるいは業者が任
意に練馬宅地建物取引業協同組合とい
うものをつくりつてある場合には協
同組合としての加盟ができるか。ある

全部そうではなくて、そういう協同組合というものは別個の存在であって、これはそれら協同組合の目的をもって任意につくったので、加入する場合には個人個人でございませうというふうなことになるのか、その点を伺いたいと思っております。

○衆議院議員(野田卯一君) 私は、いまの田中さんのお話では、協同組合が支部のメンバーになるというわけじゃないかと思っております。協同組合が東京都の取引業協会のメンバーであれば、それは当然支部のメンバーになりますけれども、その取引業協会のメンバーになり得るかどうかというの、そういう協同組合を業者としてこれで免許制で免許するかどうかという問題にかかってくると思う。私は、いまその場合にかかって法人とか個人といふものも考えておいて、協同組合といふものを業者として許可するかどうかという事は、検討を要するだろうと思っております。

○田中一君 ちろん協同組合は、これは宅建業法上の協同組合でなくて任意な協同組合法の協同組合であるわけなんです。これを許可するのは、当然これは、何も建設省の許可を受けなくてもいいわけなんです。そこでそういう点が、たとえば一つの例として、会費を払う場合にも協同組合として五十名が加盟している、五十名で権利といいますが、資格を持っている業者が集まって五十名で協同組合をつくっているという場合に、これはもう当然東京都の協会のほうに加入すべき資格は持っているわけなんです。その場合に、協同組合という単位でもって加入するの

は一向差しつかえないわけなんです。個人じゃだめだということになると別ですけれども、商法上の法人も協同組合法上の法人も、法人の単位に違いないわけですから、そういう場合は認めらるかどうかという問題を伺っているのであって、まあこれはこういう例はたくさんございませう。たとえば建設業協会は、個人の会員といふものがございます。それからまた団体で加入しているもの、団体加入のものもいるわけですが、その点をひとつ明確にしておかないといけないと思っております。この関係もありませんから、町田君のほうでどういう見解を持つか。また、そういう点は、いま野田提案者が言っているように、今後よく話し合つてこの法律を守り得るいい条件のもとに認めるか認めないかをきめるということなら、それでもけっこうでございます。

○衆議院議員(野田卯一君) 大体いま田中さんのおっしゃったように、協同組合に正規の取引業としての免許を与えるかどうか。これはいろいろな他の、たとえばばこの販売を許す場合、個人と法人と、それから協同組合の場合と、いろいろな問題がたくさんございませうから、そういうものといろいろなものを実際の経験に照らして、それがほんとうに業界の団結とかレベ・アップにいかどうかという観点から、建設省でよく研究して考えてみたいと思っております。

○田中一君 政府のほうはよろしゅうございませうね。

○国務大臣(河野一郎君) 私、承っております。感じましたことは、この法律が完全に動き出すのは四十二年、今

後二カ年ございませう。二カ年の経過に照らしまして、政府といたしましては、このままでよろしいか、これを適当に改正して実態に、また一般の都合のいいような点があれば改正をしておるか、いまのお話しの点私は承っております。東京のようなものには必ずしも一つでなければならぬものではない。組合が二つあっても三つあっても差しつかえないじゃないか。とにかく一千万から人間がおるのですから、また、仕事も非常に広範に及ぶのですから、鳥取と同じに一団体でなければならぬ必要はない。しかし、まあ一つのほうがいいという業界の要望がある。要するに問題は自主的にうまく運用されるというところが一番必要なのであつて、それを法律で規制するものがあるれば規制して、この取引が円滑に進むように協力するということに目的があるだろうと思つておられます。その目的に合致するように政府としては考えたい。必要があれば、四十二年までに改正をしなければならぬ点があれば、さらに勉強いたしましたして改正をお願いするところもあるかもしれませんが、このままでもよろしければこのままでいい、こういうつもりでございます。

○田中一君 どうも建設大臣さつきりかえつてもを言っているけれども、それじゃ困る。これはやっぱり一応一本のものでその支部組織ということをおわれれば望むのであつて、これはむしろ法律上唯一の団体でなければならぬというふうな強制加入的な規制はなかなかこの法律でもできません。できませんが、当然監督する立場の建設大臣としては、十あるよりも一つのほう

がやりいのであつて、望ましいのは一つである。しかしながら、二つ、三つでなければならぬという条件ができれば、おのずからそれはそういう団体が生まれるのでありませうけれども、少なくとも市民、社会、民社三党の協同提案の精神といふものは、一つになるのが望ましいといふ点にあるのではなからうかと思つておられます。その点を明らかにしていただきたい。

○衆議院議員(野田卯一君) ただいま建設大臣がおっしゃいましたが、三党の共同提案であり、また、そのうしろには業界を健全なものにし、りっぱな建設業に協力しようという趣旨においてできておるものから、その趣旨に従つて建設省でもこれをやっていただけのものじゃないかというふうには期待いたしておられます。

○国務大臣(河野一郎君) 御意見でございますけれども、私は、認可を受けて営業する人、すべての人がなるだけ多数の人がこれに加入してりっぱに営業の目的であります。それを期待するわけでありませう。その場合に、一つであるために往々にして見られるように、人的構成等がなかなかやかましく、これは間々あることでございます。そういうものを一つにしほらなければならぬ理由は私はないだろう。したがうして、今後の推移を見て、実情に照らして考えたいと、こう私は申し上げたのであります。必ずしも多いほうがいいという議論を私は持つておりませう。しかし、実情に合うようには、四十二年実施するまでの経緯を見まして、その上で必要があれば改正をしてやっていくというゆとりを残して

おいたほうが私の考えとしてはよからうと思つて申し上げたわけでありませう。御趣旨は十分体してやるつもりでございます。

○田中一君 それから、直ちに四十年四月一日から実施しようという宅地建物取引業審議会、これももう明年四月から発足しなければならぬことになっております。これにはむろん学識経験者あるいは行政の方々もあるいは入るかもいれませう。しかしながら、これは当該取引業者の団体の代表は、むろん府県審議会並びに中央審議会には入る、任命、委嘱をされるものと理解してよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(野田卯一君) もう一ぺん……

○田中一君 来年の四月一日からいよいよ審議会のはり発足いたします。この法律改正によつて、そうすると、都道府県審議会並びに中央審議会、これは、都道府県の区域ごとの審議会と、それから全国的な審議会と二つできるようになつておりますが……

○衆議院議員(野田卯一君) 法律は中央だけ……。前は変わつていたので……

○田中一君 それじゃ質問を訂正しますが、十六項の「附属機関たる宅地審議会」ですね、これにこの業者の団体の代表を一名入れることは望ましいと思つておられますが、その点は、提案者はどうお考えになりますか。

○衆議院議員(野田卯一君) 私は、業界の代表であり、しかも人格、識見ともに優秀な人を得られれば入れていただくことがいいと思つておられます。

○田中一君 いまの点です。建設省の附属機関たる宅地審議会は、この法施

行と同時に、来年の四月一日から発足いたしますから、それに間に合うように、現在の有資格者を審議会の委員として何名か入れることが望ましいと思ふのですが、それはそういうふうにひとつ取り計らっていただけませんか。

○政府委員(町田充君) この調査審議事項に関して十分公正に御意見をいただくような方々にぜひともこの審議会に参加していただきたいと、こう考えております。

○田中一君 この中に「宅地建物取引業者名簿の……」といろいろ事項が出ておりますが、これらは「建設省令で定める。」と、いわゆる省令で定める事項が相当ほかにも行政上の措置として必要であろうと思ふのですが、その際には、宅地審議会にもしも相談して——相談してというか、意見を聞いて、事を行なうとするならば、早急に業者代表という者を入れるべきである、私は考えておりますが、その点は、この法律の制定後には、そのような措置をすみやかにとっていただけませんか。

○政府委員(町田充君) 宅地審議会に新しい調査事項がふえたわけでございますから、当然宅地審議会令を改正いたしまして、たとえば委員の数をふやすというようなこともいたさなければなりませんので、この際、十分に検討いたしたいと思ひます。

○田中一君 最後に、建設大臣にこの法施行をするにあたりまして、なぜこのような法の制定をしたかということか、あまりにも業界に——業界というか、業界と言ふのはどうか、業者らしく装って法律違反を犯している業者が多いのであります。業者というと

この法律に制約を受けている業者という意味ではなくて、全然これは制約を受けない……この法律は正規の住所で登録をして、そうして扱われている業者を規制する部分があるのでありますけれども、全然やみで行なっている業者がたくさんあります。これらの人たちに對する行政上の監督、それから多くは、それらの人たちが間違ひを犯しているわけなんです、できるならばこういふ業者に對する許可制なり、あらゆる行政上の監督権が及ぶことになりまして、政府としても、これに加入しない業者を装う業者かな、やみの業者に對する取り締まりをしていただきたいと思ふのです。この際、四十年年度予算の編成にあたっては、これらを取り締まる予算措置をとっていただきたいと思ふのです。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

い。免許制になりまして、建設大臣が一々免許を与えることになりまして、その他取り締まりが厳重になってきましたので、この改正を基礎といたしまして、やみ業者に對して、徹底的に所管官庁として取り締まるとしては心から望んでいるのであります。

○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

実態は、これはどこで判定するかということなんです。善意でもってやうたというようにごまかしてしまえば、何らかの謝礼を持ってくるとか、あるいは実費を届けたとかいうようなことが、一々これが犯罪だとすることができるといふか、これは、警察でも困り切っておるわけです。したがって、結論から申し上げますと、これはきわめて至難だということに終わることになるわけですね。それを善処します、なんというか、これについてどうなるのだと、これについてどうなるのだと、迷わせないよう願ひたい。

○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記を起し
○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成でありました。したがって、四十年年度予算編成にあたっては、ただ単に登録料や更新料を取るばかりでなくて、それらの金を若干でも——若干というか全部なら全部でもいいですが、それを還元して、そうして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思ふのですが、ひとつ御答弁を願ひます。

私としても十分督促をして、協力していただくわけにはいかない、私はこう思ひます。

○田中一君 最後の希望する事項であります。成規の手続を経て業を営んでいる者の間にも非常なる悪徳が横行しております。これは例をあげれば枚挙にいとまがありません。そこで、今度免許制になりまして、免許になる以上、政府としても良貨であるといふことを確認して、これに對する許可を与えるべきだと思ふのです。したがって、責任は当然でございます。その免許された業者に對する監督権は、いまままでと違つて倍加されなくちゃならぬと思ふのです。したがって、それだけの確保を要求しているのが今回の法律の改正だと思ひます。したがって、それらの免許を受けたところの業者に對して、悪徳業者がいたならばどしどし処分するといふようなき然たる態度をもって臨んでいただきたいと思ふのです。ただ単にもぐり業者だけではないと思ひます。現に登録をしている業者の中にもそれがございまして、その点はひとつ要望いたします。したがって、それに對する態度も、大臣からひとつ言明していただきたい、こう思ふのです。

○田中一君 最後の希望する事項であります。成規の手続を経て業を営んでいる者の間にも非常なる悪徳が横行しております。これは例をあげれば枚挙にいとまがありません。そこで、今度免許制になりまして、免許になる以上、政府としても良貨であるといふことを確認して、これに對する許可を与えるべきだと思ふのです。したがって、責任は当然でございます。その免許された業者に對する監督権は、いまままでと違つて倍加されなくちゃならぬと思ふのです。したがって、それだけの確保を要求しているのが今回の法律の改正だと思ひます。したがって、それらの免許を受けたところの業者に對して、悪徳業者がいたならばどしどし処分するといふようなき然たる態度をもって臨んでいただきたいと思ふのです。ただ単にもぐり業者だけではないと思ひます。現に登録をしている業者の中にもそれがございまして、その点はひとつ要望いたします。したがって、それに對する態度も、大臣からひとつ言明していただきたい、こう思ふのです。

○田中一君 最後の希望する事項であります。成規の手続を経て業を営んでいる者の間にも非常なる悪徳が横行しております。これは例をあげれば枚挙にいとまがありません。そこで、今度免許制になりまして、免許になる以上、政府としても良貨であるといふことを確認して、これに對する許可を与えるべきだと思ふのです。したがって、責任は当然でございます。その免許された業者に對する監督権は、いまままでと違つて倍加されなくちゃならぬと思ふのです。したがって、それだけの確保を要求しているのが今回の法律の改正だと思ひます。したがって、それらの免許を受けたところの業者に對して、悪徳業者がいたならばどしどし処分するといふようなき然たる態度をもって臨んでいただきたいと思ふのです。ただ単にもぐり業者だけではないと思ひます。現に登録をしている業者の中にもそれがございまして、その点はひとつ要望いたします。したがって、それに對する態度も、大臣からひとつ言明していただきたい、こう思ふのです。

○田中一君 最後の希望する事項であります。成規の手続を経て業を営んでいる者の間にも非常なる悪徳が横行しております。これは例をあげれば枚挙にいとまがありません。そこで、今度免許制になりまして、免許になる以上、政府としても良貨であるといふことを確認して、これに對する許可を与えるべきだと思ふのです。したがって、責任は当然でございます。その免許された業者に對する監督権は、いまままでと違つて倍加されなくちゃならぬと思ふのです。したがって、それだけの確保を要求しているのが今回の法律の改正だと思ひます。したがって、それらの免許を受けたところの業者に對して、悪徳業者がいたならばどしどし処分するといふようなき然たる態度をもって臨んでいただきたいと思ふのです。ただ単にもぐり業者だけではないと思ひます。現に登録をしている業者の中にもそれがございまして、その点はひとつ要望いたします。したがって、それに對する態度も、大臣からひとつ言明していただきたい、こう思ふのです。

○田中一君 最後の希望する事項であります。成規の手続を経て業を営んでいる者の間にも非常なる悪徳が横行しております。これは例をあげれば枚挙にいとまがありません。そこで、今度免許制になりまして、免許になる以上、政府としても良貨であるといふことを確認して、これに對する許可を与えるべきだと思ふのです。したがって、責任は当然でございます。その免許された業者に對する監督権は、いまままでと違つて倍加されなくちゃならぬと思ふのです。したがって、それだけの確保を要求しているのが今回の法律の改正だと思ひます。したがって、それらの免許を受けたところの業者に對して、悪徳業者がいたならばどしどし処分するといふようなき然たる態度をもって臨んでいただきたいと思ふのです。ただ単にもぐり業者だけではないと思ひます。現に登録をしている業者の中にもそれがございまして、その点はひとつ要望いたします。したがって、それに對する態度も、大臣からひとつ言明していただきたい、こう思ふのです。

は、宅地建物取引主任者資格試験に合格した者とみなす」という規定は、これは未来永久というぐあいに考えてよろしいですか。

○衆議院議員(野田卯一君) そう考えております。

○委員長(安田敏雄君) 他に御質疑はございませんか。——ほかに御発言もないようでございますから、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——御意見もないようでございますが、討論はないものといいたします。

○委員長(安田敏雄君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決いたしました。

○委員(長) 安田敏雄君 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(長) 安田敏雄君 速記をとめてください。

○委員(長) 安田敏雄君 速記を起こし

先ほど一時中断いたしました土地収用法等の一部を改正する法律案の質疑

は、都合により次回に譲ることになります。本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

六月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建築線(東京都内戦災焼失地内の残存建築線) 廃止に関する請願(第二九九八号)

一、河川法案反対に関する請願(第三〇六五号)(第三〇六六号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三〇九〇号)(第三一四四号)(第三二四五号)(第三二六五号)

一、河川法案反対等に関する請願(第三二四〇号)(第三二四六号)

一、河川法案等反対に関する請願(第三一六六号)

一、公営住宅私下げに関する請願(第三二一八号)

第二九九八号 昭和三十九年六月十二日受理

建築線(東京都内戦災焼失地内の残存建築線) 廃止に関する請願

ことなり、本制限線は高層建築促進の時代に逆行するものとなつてい

二、請願者は、昭和二十四年五月六日以來都建築局に対し、敷地内の建築線廃止の申請を続けているが、何の回答も得られず、今回やむを得ず本請願に及んだ次第である。

三、本建築線(三六〇五番)は、南方十間位の近くに幅員六メートルの区道が平行しているのを、これを廃止しても付近住民の交通にはさしたる支障はない。

四、中高層建築を充実させて、首都の整備を完成するためには、都内に残存する建築制限線全部を廃止することが先決である。(建築線廃止申請地付近略図添付)

第三〇六五号 昭和三十九年六月十日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 長野県大町市俵町 松村義久外三百六十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

六日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一ノ五〇 門脇篤男外二千五百名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第三〇八九号 昭和三十九年六月十日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡亀田町 袋津三、五七一 佐藤 功外二千九十一名

紹介議員 岩間 正男君

第三一四四号 昭和三十九年六月十日受理

河川法案反対に関する請願

請願者 山梨県西八代郡市川大門町 小林健一外千九百六十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第三一六五号 昭和三十九年六月十日受理

河川法案反対に関する請願(五通)

請願者 岐阜県吉城郡神岡町旭ヶ丘 美宅光治外二千七百十九名

紹介議員 田中 一君

第三二四〇号 昭和三十九年六月十日受理

河川法案反対等に関する請願

請願者 長野県松本市元町 二木和子外三千六百八十四名

紹介議員 野坂 参三君

河川法案は、日本の重要河川を県知事の管理から国の管理とし、政府が独占の工業用水、電力開発等に都合よくして、地域住民の要求である農業用水、飲料水等をかえりみないものであるばかりでなく、これによつてますますこの水の危険が増すことになるので反対である。建設省は真に国民のための道路つくり、河川工事を行なうよう、左記事項の実現を要求するとの請願。

一、国民が安心して生活できる河川事業を行なうこと。

二、国民の要求にこたえるよう左の建設事業をただちに行なうこと。

(一) バイパスなどの必要箇所の歩道を整備し、設置し、横断歩道の信号機、緑橋を設置すること。

(二) 多数の国民が日常不斷に使用する県道、市町村道を完全舗装し、整備すること。

(三) 河川のこう水危険箇所をなくすこと。

理由

建設省に働く労働者は、公共事業が真に国民のために行なわれることを要求しており、国民はもとよりこの願いを強く持つている。それにもかかわらず政府は、国民に高物価と重税をもたらす高度経済成長政策にしがみつき、その経済的土台として公共事業を独占本位のものとし、ぼう大な予算を投入しながら、多くの国民にとつては危険な建設事業を強行していることは許されない。長野バイパスが開通して以来、わずかの間に十名以上の人が尊い生命を犠牲にしており、また全国各地で工事中の事故で多くの尊い人命が奪われている。三井三池、鶴見の事故のように、独占資本の合理化政策のために多くの働く仲間が殺されて行くのをこれ以上だまつて見ていることはできない。

第三一四六号 昭和三十九年六月十七日受理

河川法案反対等に関する請願(四通)

請願者 長野県岡谷市小井川区

上小井川 小松勝敏外

一万九百五十二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三一四〇号と同

じである。

第三一六六号 昭和三十九年六月十七日受理

河川法案等反対に関する請願(三通)

請願者 岐阜県吉城郡神岡町東

町 井辺政夫外八百七十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第三二一八号 昭和三十九年六月十八日受理

公営住宅私下げに関する請願

請願者 東京都小金井市本町五

ノ二、七一三公営住宅

私下促進会内 北条秀

一

紹介議員 田上 松衛君

東京都、三多摩郡内にある都、市、町村の公営住宅を、その入居者に適正価格で払い下げられたいとの請願。

理由

公営住宅入居後、ほとんどの者は十数年ないし数十年になり、今日ではそれぞれ定着地として、家屋を修理し環境を整備し、強い愛着心を持ちつつ安住している。また比較的安値の家賃であつて、入居の恩恵を深く感謝しているが、一般住宅難解決はまだ日も遠いと思われ、この際政府や都、市町村の住宅政策にすこしでも寄与したいと念願するものである。住宅私下げを受けるとにより、その代金を新しい公営住宅資金としていただくことによつて、この念願を達成したい。私下げの方法は価格を適正に決定するとか、年賦払い(十年賦月払いを望む)とする

とか、宅地債券を購入させるとか、種別対策を検討せられたい。また、入居者の意見を求めるために公聴会の開催を希望する。

六月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は六月十九日)

一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆)

昭和三十九年七月三日印刷

昭和三十九年七月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局